

容器包装リサイクル法



活かそう、「資源」に。

お問い合わせ先

経済産業省	住所	TEL
■ 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境対策課	〒060-0808 札幌市北区北八条西2-1-1	011-709-2311 (代)
■ 東北経済産業局 資源エネルギー環境部 循環型産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111 (代)
■ 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0291 (直通)
■ 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2768 (直通)
■ 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6018 (直通)
■ 中国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5676 (直通)
■ 四国経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	〒760-8512 高松市番町1-10-6	087-834-3954 (直通)
■ 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 リサイクル推進課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5472 (直通)
■ 沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課	〒900-8530 那覇市前島2-21-7	098-866-0031 (代表)
■ 経済産業省 産業技術環境局	リサイクル推進課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-4978 (直通)

●ホームページ:<http://www.meti.go.jp/>

指定法人	住所	TEL
■ (財)日本容器包装リサイクル協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政互助会琴平ビル3F・8F	コールセンター 03-5251-4870

●ホームページ:<http://www.jcpra.or.jp/>

経済産業省

R100

(2005.3 50,000)

経済産業省

容器・包装ごみの増加...そんな背景から生まれた法律。

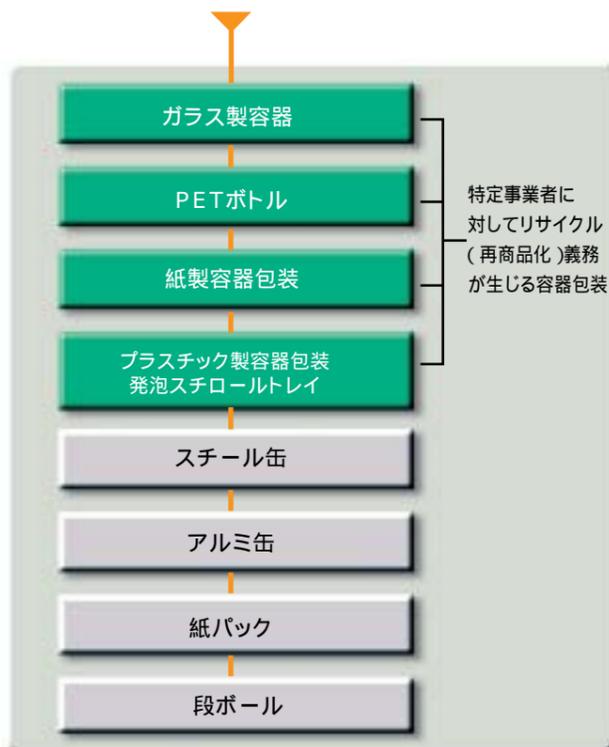
「容器包装リサイクル法」って何？

ごみの60%は「容器」と「包装」

わが国では年間5,161万トン(平成14年度)ものごみが排出されています。そのうち、家庭から排出される生活系ごみは3,453万トンであり、この生活系ごみのうち「容器包装廃棄物」は容積比で約60%もの割合を占めています。こうした「容器包装廃棄物」を「資源」へと甦らせるために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布され、平成9年4月から施行されました。消費者、市町村、事業者、すべての人々がそれぞれの役割を担い、リサイクル社会の構築に積極的に協力しましょう。

* 正式名称: 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

分別収集の対象となる容器包装



事業者にはリサイクルの義務

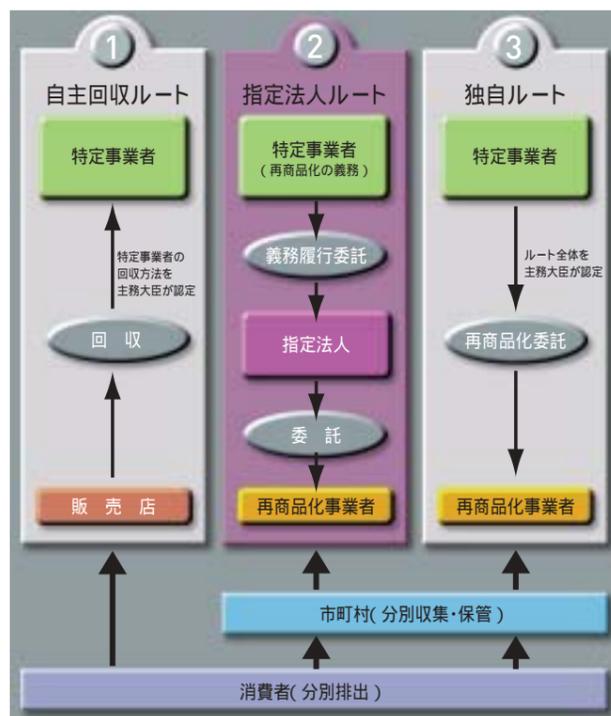
日常業務のなかで、①「容器」「包装」を利用して中身を販売する、②「容器」を製造する、③「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する 中小規模以上の事業者の方々は、原則として、容器包装リサイクル法に定められた「特定事業者」になり、リサイクルの義務を負います。ただし、以下の要件にあたる小規模事業者については、対象になりません。

「特定事業者」の判定法は8ページです。

■小規模事業者(義務対象外)とは

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ 20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ 5名以下

■リサイクル(再商品化)3つのルート



再商品化への取り組み

容器包装リサイクル法において、特定事業者は資源を有効活用するため、リサイクル(再商品化)をする役割が与えられています。その負担すべき再商品化義務総量は、市町村による分別収集計画量および再商品化可能量に基づいて、主務省が算出します。分別収集計画量・再商品化可能量は、国が5か年計画を告示しています。

■分別収集計画量と再商品化可能量

▼分別収集計画量 (単位:千トン)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
ガラスびん(無色)	431	442	451	460	467
ガラスびん(茶色)	372	381	387	395	401
ガラスびん(その他)	198	203	206	210	214
PETボトル	214	229	243	259	273
紙製容器包装	148	165	190	207	222
プラスチック製容器包装	487	629	757	859	922

▼再商品化可能量 (単位:千トン)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
ガラスびん(無色)	270	270	270	270	270
ガラスびん(茶色)	200	200	200	200	200
ガラスびん(その他)	160	160	160	160	160
PETボトル	292	311	315	317	319
紙製容器包装	313	505	505	505	505
プラスチック製容器包装	591	655	776	835	892

▼再商品化義務総量(平成17年度)

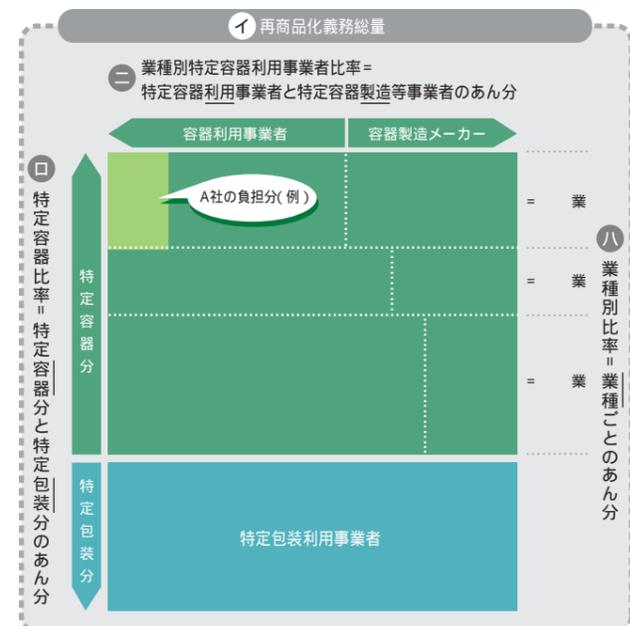
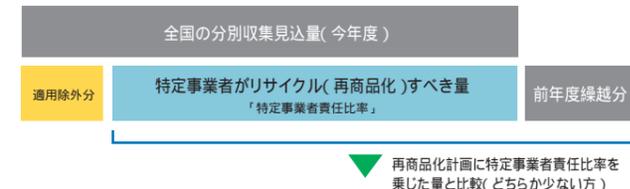
特定分別基準適合物	H17年度の分別収集見込総量(ア)	H17年度の再商品化見込総量(イ)	(ア)(イ)のうちいずれか少ない量(見込)を基礎として算出した量	特定事業者責任比率	H17年度の再商品化義務総量
	千トン	千トン	千トン	%	万kg
ガラスびん(無色)	451	270	270	94	25,380
ガラスびん(茶色)	387	200	200	81	16,200
ガラスびん(その他の色)	206	160	160	89	14,240
PETボトル	243	315	243	100	24,300
紙製容器包装	190	505	*96	93	8,928
プラスチック製容器包装	757	776	757	93	70,401

*: 分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(94千トン)を差し引いた量

リサイクル「義務量」の考え方

それぞれの特定事業者は、業種、容器や包装の種類によって、その「義務量(再商品化義務量)」が異なります。また、使用量や製造量に応じて再商品化義務量を算出します。

■再商品化義務量の算出モデル



A社(特定容器利用者事業者)の場合

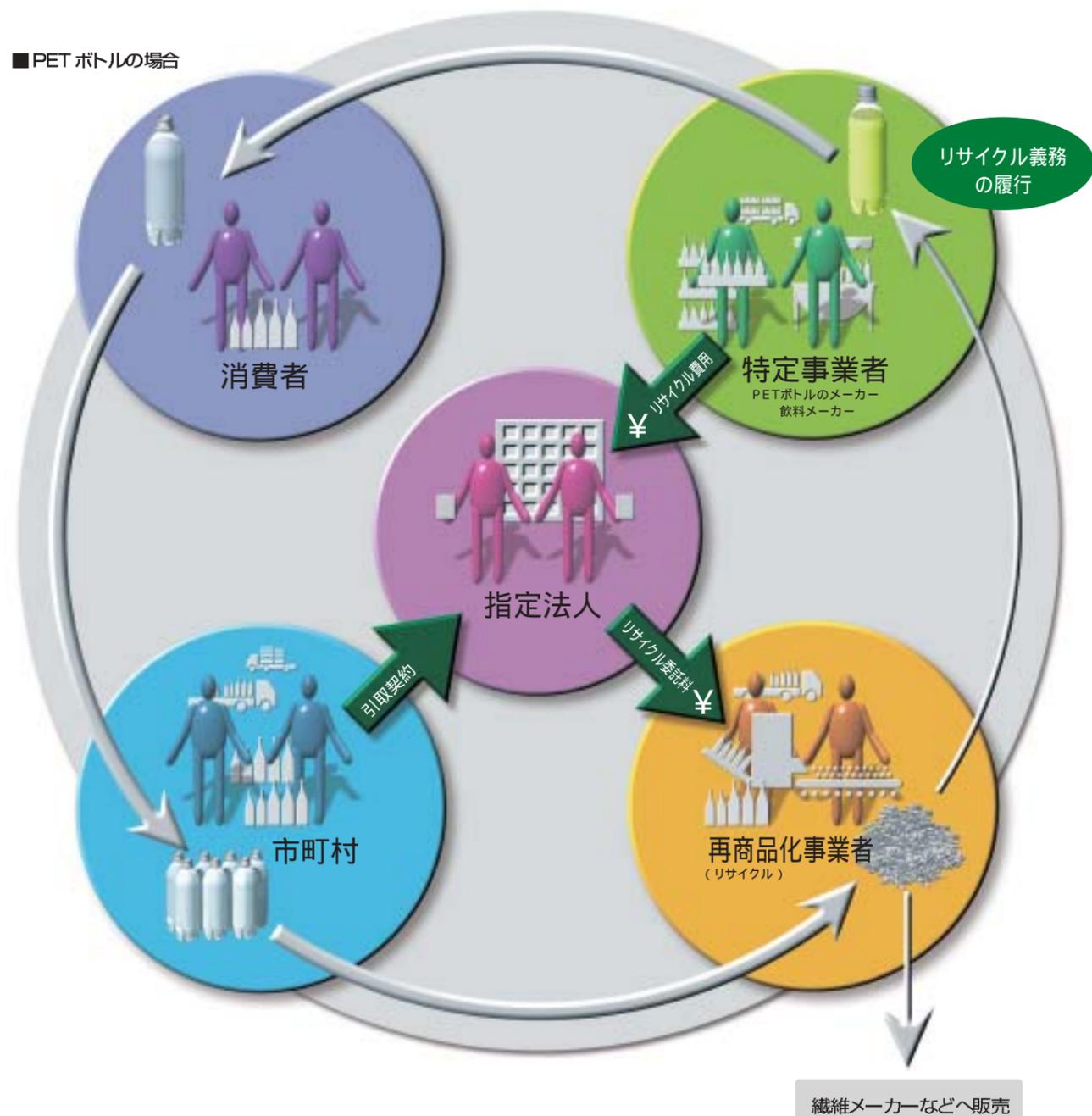
$$\text{再商品化義務量} = \text{イ} \times \text{ロ} \times \text{ハ} \times \text{ニ} \times \frac{\text{個別容器利用者事業者排出見込量}}{\text{業種別容器利用者事業者総排出見込量}}$$

「ごみ」を、ふたたび「資源」へと、生まれ 変わらせるために。

容器包装リサイクルのしくみ(指定法人ルートによるリサイクルの流れ)

すべての人々が、それぞれの立場でリサイクルの役割を担う。これが容器包装リサイクル法にうたわれた基本理念です。すなわち、再商品化(リサイクル)の義務を担う「特定事業者」、分別収集を行う「市町村」、分別排出を行う「消費者」... どれひとつ欠けても、ごみは資源へと生まれ変わることができません。

■PETボトルの場合



■リサイクル(再商品化)の方法

種類	リサイクル方法	リサイクル製品の例
ガラス製容器	カレット化等	●ガラス製容器 ●建築・土木材料 など
PETボトル	ペレット化等 ポリエステル原料等	●繊維 ●シート ●PETボトル など
紙製容器包装	製紙原料選別 + 燃料化 建築ボード 古紙破砕繊維物等の製造 + 燃料化	●板紙 ●古紙再生ボード ●固形燃料など
プラスチック製容器包装 発泡スチロールトレイ	プラスチック原材料等 油化 高炉還元 ガス化 コークス炉化学原料化	●凝木・車止め・パレット ●工業用原材料など

特定事業者

「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者
 「容器」を製造する事業者
 「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者
 これらの事業者は「特定事業者」と呼ばれ、リサイクルの義務があります。(小規模事業者は適用除外)

「特定事業者」の判定法は8ページです。

消費者〈分別排出〉

リサイクルは、消費者一人ひとりのマナーと思いやりからスタートします。市町村ごとに定めている「排出ルール」を遵守してください。また、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなど、皆様のご理解と協力によって、リサイクルはその大切な第1歩を踏み出すことができます。

市町村〈分別収集〉

市町村の役割は、①容器包装の収集・分別・洗浄などを行い、法律に定められた「分別基準」に適合させること、②適切な保管施設に保管すること、です。①②をクリアした廃棄物を「分別基準適合物」と呼びます。指定法人と引取契約を結んだ市町村の分別基準適合物は、指定法人によって引き取られ、さらに次のステップへ。

再商品化事業者

分別基準適合物を運搬・再生加工し、新たな「資源」へと生まれ変わらせるリサイクル事業者。

指定法人

主務5省(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境)が定めた指定法人、(財)日本容器包装リサイクル協会。分別基準適合物のリサイクル(再商品化)をスムーズかつ的確に進めます。

特定事業者がリサイクル義務を負う「容器」「包装」とは？

容器包装って何？

「容器」とは商品を入れるもの（袋もこれに含まれます）、「包装」は商品を包むものと、お考えください。
また、容器包装リサイクル法では、「商品が費消されたり、商品と分離された場合に不要になるもの」を容器包装と定義しています。

素材・形状

ガラス製容器	主としてガラス製の容器（ほろけい酸ガラス製および乳白ガラス製のものを除く）であって、次に掲げるもの	①びん（瓶） ②カップ形の容器およびコップ ③皿 ④（①～③）に準ずる構造・形状などを有する容器 ⑤容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの
PETボトル	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料またはしょうゆを充てるための）であって、次に掲げるもの	①びん（瓶） ②（①）に準ずる構造・形状などを有する容器
紙製容器包装	主として紙製の容器包装（段ボールを主とするものと飲料用紙容器を除く）であって、次に掲げるもの	①箱およびケース ②カップ形の容器およびコップ ③皿 ④袋 ⑤（①～④）に準ずる構造・形状などを有する容器 ⑥容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの ⑦容器に入れられた商品の保護または固定のために、加工・当該容器への接着などがなされ、当該容器の一部として使用される容器 ⑧包装
プラスチック製容器包装	主としてプラスチック製の容器包装（PETボトル以外のもの）であって、次に掲げるもの	①箱およびケース ②びん（瓶） ③たる、おけ ④カップ形の容器およびコップ ⑤皿 ⑥くぼみを有するシート状の容器 ⑦チューブ状の容器 ⑧袋 ⑨（①～⑧）に準ずる構造・形状などを有する容器 ⑩容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの ⑪容器に入れられた商品の保護または固定のために、加工・当該容器への接着などがなされ、当該容器の一部として使用される容器 ⑫包装

複数素材からなる容器包装の判別法

▼

容器包装を構成する素材のうち最も重いもの（重量ベースで最も比率が高いもの）に分類します。

容器包装の「判断目安」と「主な例」

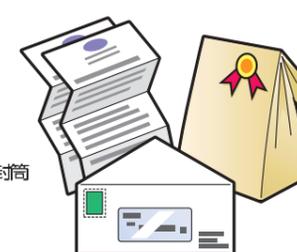
容器の例	中身の商品と分離した場合に不要となる容器	お菓子や玩具の空き箱 靴や家電製品の空き箱 ポケットティッシュの袋 口紅やスティック糊の入れもの 飲料や納豆などのマルチパック たばこなどのオーバーラップ スーパー等が販売時に出すレジ袋・紙袋 トイレトペーパーなどの集積包装 カップ麺のシュリンクパック 飲料パックのストローの袋 弁当の割り箸の袋...など	その他、社会通念上、概ね容器包装であると考えられるもの
	中身の商品と分離した場合に不要となる包装	デパートなどの包装紙 生鮮食品のトレイなどを包むラップフィルム ハンバーガー・キャラメルなどを包む紙・フィルム コンビニで販売する弁当を包むストレッチフィルム...など * 商品全体を包むのに必要な最低面積の1/2を超えている包装材は対象です。野菜の結束用テープ・靴下の帯状ラベルなどは対象外になります。	
包装の例	ふた・キャップなど、容器や包装の一部になっているもの	容器の栓・ふた（カップ麺のふた・プリンなどのふた） キャップ（エアゾール缶のオーバーキャップ） シャンプーなどに付属するポンプや引き金式のノズル 中ぶた（液状の化粧品ボトルの中ぶた） 容器の口のシール （チューブ入りの調味料の口のシールなど）	商品の保護または固定のために使われるもの、ふたやトレイに準ずるもの
	商品の保護または固定のために使われるもの、ふたやトレイに準ずるもの	部品用の型枠 クレヨンケースの中敷 発泡スチロール製の緩衝材 商品を包む柔らかいシート状およびネット状のもの パックに入ったイチゴの表層面やバターを覆ったフィルムなど、ふたに準ずるもの ワイシャツの形を保つための台紙	

上記以外は 対象外です

対象外 1

中身が「商品」ではない場合

- 手紙やダイレクトメールを入れた封筒
- 景品を入れた紙袋や箱
- 家庭で付した容器や包装 など



対象外 2

「商品」ではなく「役務の提供」に使った場合

- クリーニングの袋
- 商品券などに付した容器や包装など



対象外 3

中身と分離した際に不要にならないものや商品の一部であるもの

- CDのケース
- 書籍の外カバー
- 楽器・カメラなどのケース
- 人形のガラスケース など



対象外 4

社会通念上の判断によるもの

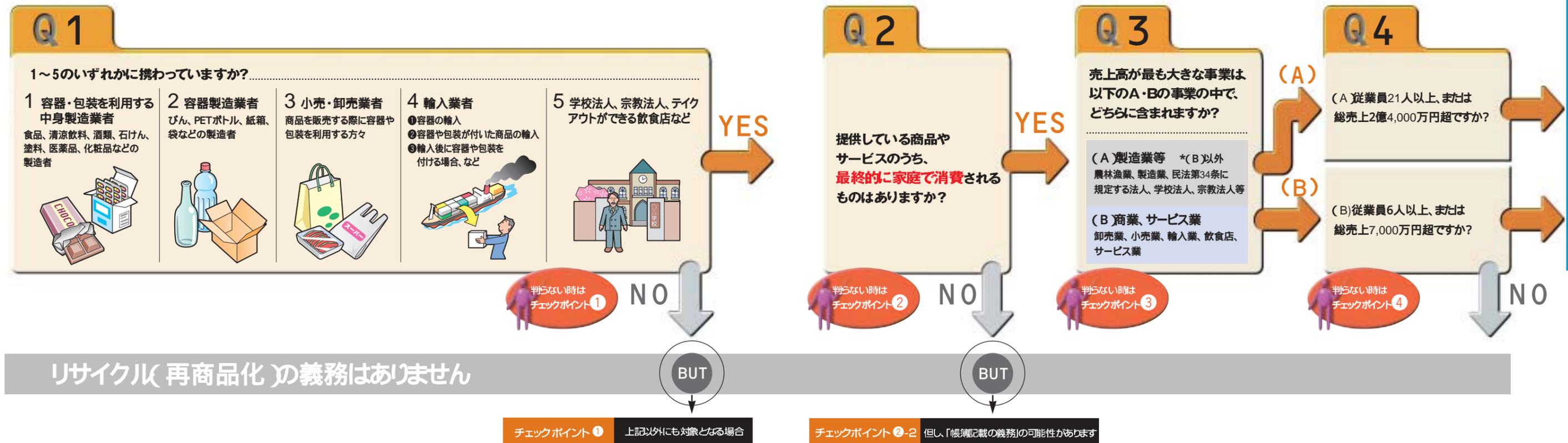
- 商品全体を包んでいる面積が1/2に満たないもの
- ラベル・ステッカー・シール・テープ類
- 「容器」「包装」と物理的に分離されて使われているもの
- にぎり寿司の中仕切りなど



あなたの「リサイクル義務の有無」がわかるチャートです。

特定事業者の判定法

それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。



チェックポイント ①

容器や包装を扱う「事業部門」がある場合は、Q2へ進んでください。

チェックポイント ②

〈1〉「家庭で消費」されないケースとは？

容器や包装を利用していても、家庭で消費されるものが全くない場合とは、次のような例を指します。ただし、そのような場合でも、帳簿の記載義務が生じます。帳簿の記載義務については14～15ページをご覧ください。

- レストランで使用されるソースのビニール袋(但し、レストランにおいて「事業活動により消費され、一般廃棄物となるとは考えられないもの」の場合)
- 商品の輸送のみを目的として付される梱包材(通常販売店等で除去され事業系廃棄物として適正処理されるものであり、①商品の配送役割に伴う梱包材である、②商品パッケージとして顧客に提供されない、③顧客には廃棄処理責任が生じないため)

- 全量病院へ納品され、その利用後は病院で処分されている医薬品を入れたガラスびん等
- 海外旅行用品として販売している「おむすび」(乾燥米)のうち、海外で消費された分(海外において排出されたものは家庭での消費に含まない)

〈2〉「帳簿記載の義務」について

〈Q2〉の事例に該当しなくても、〈Q4〉でYESに該当する場合、帳簿記載の義務が生じます。リサイクル(再商品化)義務量を正しく計算したり、また後日、確認を行うためにも、記帳を行っておくことが大切です。また帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。詳しくは14～15ページをご覧ください。

チェックポイント ③

売上高のほかに事業が2つ以上ある場合は、各事業の①売上高、②従事する従業員数、③施設規模から総合的に判断して大きな事業の含まれている方(AまたはB)を選択してください。主たる事業が建設業、運輸・通信業、不動産業などであっても、商品の製造・販売などの事業を行っている部門があれば、その事業に携わっていることになります。

チェックポイント ④

〈1〉従業員の考え方

従業員は事業ごとに分けて考えるのではなく、事業体全体で考えてください。具体的に従業員とは、

- ① 支店等を複数有する場合は全体の人数を合計し、
- ② 「常時使用する従業員の数」(変動がある場合は、直近の事業年度における最大の従業員の数)で判断します。

ここで「常時使用する従業員の数」は、労働基準法、中小企業基本法の解釈に従うこととなります。一般的には、パート、アルバイトは含まれませんが、ここでいうパート、アルバイトとは、次のような「解雇の予告を必要としない者」を指します。

- 日々雇い入れられる者

- (ただし、1か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 2か月以内の期間を定めて使用される者
(ただし、2か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 季節的に4か月以内の期間を定めて使用されるもの
(ただし、4か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 試用期間中の者
(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

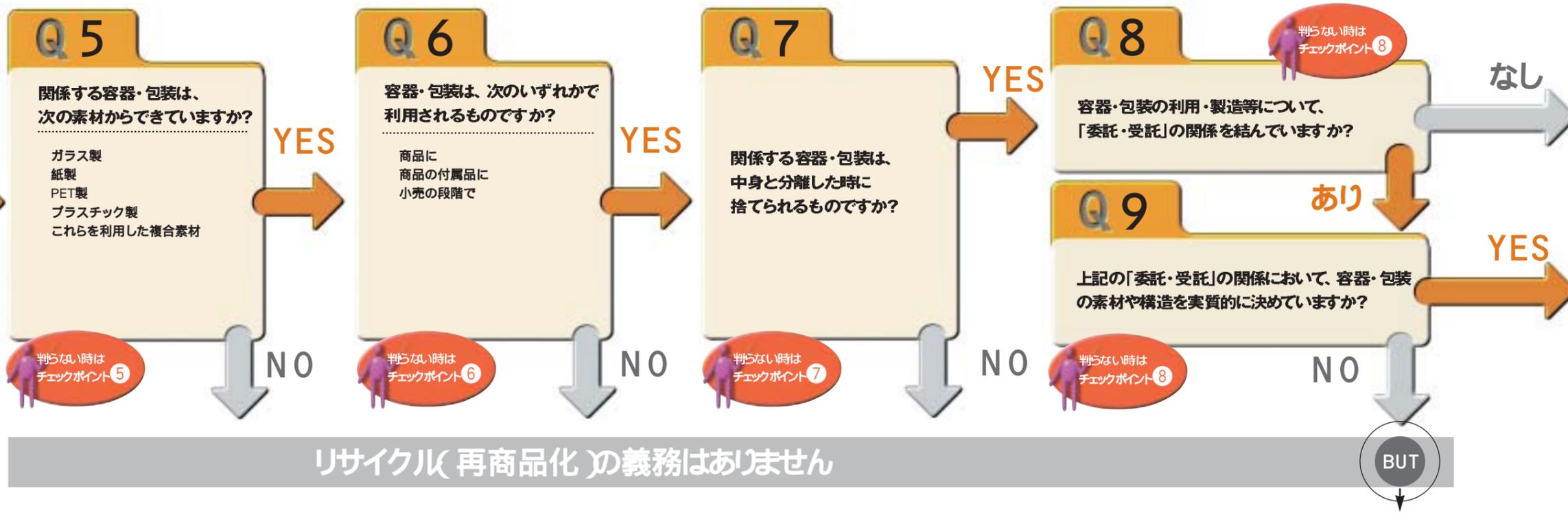
〈2〉総売上上の考え方

ここでいう「総売上」とは、社会通念上、一般に想起される売上高を指します。このため、事業者自らが決算に用いるものを用いて差し支えありません。また、事業者が全体でどれだけ収入を得ており、どれだけ経済力を有しているかを判断するため、事業者全体の売上高で考えてください。事業ごとの売上高のカウントは、通常以下のように行われると考えます。

- 鉱業・工業: 商品資産の売却高をカウント
- 運送業・サービス業: 提供した便益の対価をカウント
- 卸売業・小売業: 商品資産の売却高をカウント
- 農林・漁業: 商品資産の売却高をカウント

特定事業者の判定法

それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。



リサイクル(再商品化)の義務はありません

BUT

チェックポイント 8 上記以外にも対象となる場合

チェックポイント 5

〈1〉ガラス製、紙製、PET製、プラスチック製の考え方
 〈Q5〉の、容器・包装の「素材」とは、6ページに定義されている内容を指します。なお、セロハン、鞆(あし)製の紙、パルプモールドに対する判断は、17ページの「事例判定集」⑩をご覧ください。

〈2〉複合素材の考え方
 分離するのが困難な複数の素材でできている容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が高い素材の容器包装に分類してください。

●複合素材の一例：フィラーシート(炭カル量50%以上)で成型したトレイは、炭カル製容器であり、プラスチック製以外の容器包装となり、対象外。

チェックポイント 6

〈Q6〉でいう、容器・包装の「利用対象」は、商品及び商品の付属品を指しています。

- 景品やサービス(レンタルビデオやクリーニング)はその範囲に入りません。
- 見本(試供品等)については、明確に通常の商品と分けられている場合は対象外ですが、外見上、販売されている商品とまったく区別できないものを試供品、見本等と称して無料配布する場合は対象となります。
- その他、7ページの「容器包装の主な例」や16～17ページの「事例判定集」②④⑤に例を掲載しておりますので、ご覧ください。

チェックポイント 7

中身と分離したときに捨てられるものか否かの判断は、7ページの「容器包装の主な例」や、16ページの「事例判定集」⑨をご覧ください。

チェックポイント 8

容器・包装を利用する事業者から、容器の製造を受託する事業者については、利用事業者からの素材・構造の指示の有無、程度を問わずに特定事業者になります。委託・受託の関係の詳細については、20～21ページの「事例判定集」⑬をご覧ください。

チェックポイント 9

容器包装リサイクル法における義務の内容については、4～5ページをご覧ください。

特定事業者

容器包装リサイクル法における義務が適用されます

ご不明な点は…
お問い合わせください
★問合せ先は本誌裏表紙

★義務を怠ると
罰則規定が適用されます。
(詳しくは14ページをご覧ください)

チェックポイント 9

「指定法人」へ委託料を支払うことでも、義務を果たせます。

「委託料」の考え方と算出方法

「排出見込量」×「算定係数」×「委託単価」=それが「委託料」です

「委託料」をどれだけ支払うか まず、前年度の排出量を基にした「排出見込量」を算出します。ポイントは、消費者へわたったものと、自ら回収したり、事業活動により消費されたものを分けて②、最終的に家庭から排出される廃棄物となった分①-②だけ申告することです。こうした計算を自力行える事業者は「自主算定」を、それが困難な場合は「簡易算定」を選んでください。

個々の特定事業者がリサイクル(再商品化)すべき量を、簡便に算出するために係数化されたのが「算定係数」、リサイクル・コストなどから算出されたのが「委託単価」。いずれも毎年変わり、係数の根拠となる量と比率は国から、また「委託単価」は指定法人から発表される。この2つに「排出見込量」をかけ合わせた数字が、指定法人への「委託料」です。



*「特定容器製造等事業者」の場合は「利用」を「製造等」に読みかえてください。

いつ、どこへ申し込む?

委託のお申込や委託契約は、全国の「商工会議所」および「商工会」が指定法人を代行して行っています。お近くの商工会議所・商工会へお問い合わせください。

■リサイクル(再商品化)実施の流れ

委託契約 手続	前年度	12月	指定法人による委託申込受付の開始(12月) 委託申込締切(2月) 契約締結締切(3月)
リサイクル (再商品化) 実施期間	当年度	4月 1月 3月	指定法人との委託契約開始/再商品化事業開始 指定法人への委託料支払 事業終了
委託料 精算	次年度	7月	委託料の精算

分割払いもできます

指定法人への委託料が10万円を超える場合は、分割払いもできます。また、委託料は金額の多寡によって支払回数・時期が異なります。

年間委託料	支払回数	4月	7月	10月	翌年1月
10万円以下	一括払い	—	100%	—	—
10万円超～3000万円未満	一括払い	—	100%	—	—
	3分割	—	50%	25%	25%
3000万円以上	2分割	50%	50%	—	—
	4分割	40%	30%	15%	15%

委託料を計算しましょう

「排出見込量」を算出できますか?

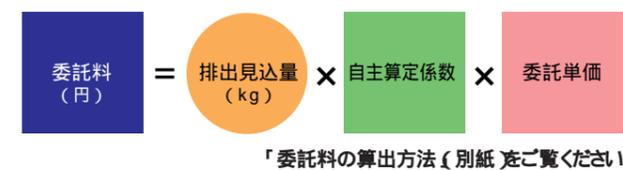


*「特定容器製造等事業者」の場合は「利用」を「製造等」に読みかえてください。

*容器包装リサイクル法では、「自主算定」を原則としています。上記②を把握するよう努めてください。

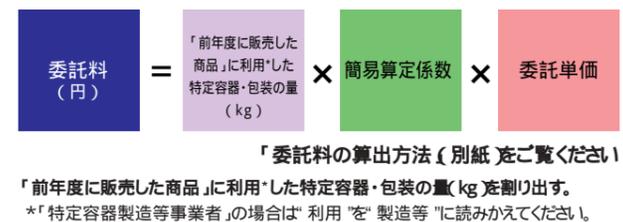
算出できる

「自主算定」



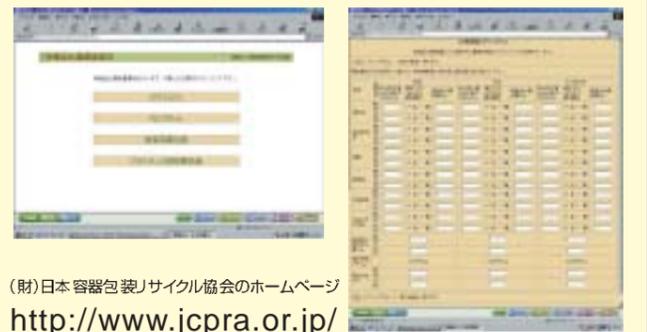
算出できない

「簡易算定」



ホームページで算出・申込ができます

★指定法人: (財)日本容器包装リサイクル協会のホームページでは、「リサイクル(再商品化)義務量」の算出が簡単にできる「計算画面」を用意しています。オンラインでの委託申込もできます。どうぞ、ご利用ください。
★最新の「算定係数」についても、このホームページで紹介しています。



(財)日本容器包装リサイクル協会のホームページ
<http://www.jcpra.or.jp/>

「ここから先は、特定事業者」が読むページ

リサイクル義務を果たすためのポイント。

手続き・制度について

帳簿の記載事項・記載例について

■ 記載事項

1	リサイクル(再商品化)義務量	
2	義務量を算定する際に用いた排出見込量	
3	■ 利用事業者 当該年度の特定容器包装の利用見込量	① 販売した商品に用いた特定容器包装の量(前事業年度) ② 販売する商品に用いる特定容器包装の見込量(特定容器包装の利用を開始する時または終了する時) ③ (初年度に商品に用いた特定容器包装の量/初年度商品販売月数)×12 〈特定容器包装の利用を開始した年度の次年度の場合または次々年度において次年度の実績量が確定していない場合〉
	■ 製造等事業者 当該年度の特定容器の販売見込量	① 販売した特定容器の量(前事業年度) ② 販売する特定容器の見込量(特定容器の製造等を開始する時または終了する時) ③ (初年度に販売した特定容器の量/初年度商品販売月数)×12 〈特定容器の製造等を開始した年度の次年度の場合または次々年度において次年度の実績量が確定していない場合〉
4	2. の排出見込量を自主算定した場合	① 自ら回収または他者への委託により回収する特定容器包装で主務大臣が定めるところにより算出される量 ② 容器包装廃棄物として排出された特定容器包装の量として主務大臣が定めるところにより算出される量
5	■ 利用事業者 特定容器包装を用いた商品を輸出している場合	① 特定容器包装の種類 ② 特定容器包装の量 ③ 特定容器包装を用いた商品の輸出先
	■ 製造等事業者 特定容器を輸出している場合	① 特定容器の種類 ② 特定容器の量 ③ 特定容器の輸出先
6	自主回収の認定を受けている場合	① 認定を受けた特定容器の種類 ② 認定を受けた特定容器の量 ③ 認定を受けた特定容器の回収方法
7	排出見込量を自主算定した場合	① 自ら回収した特定容器包装の種類、回収方法 ② 他者に委託して回収した特定容器包装の種類、回収方法
8	指定法人とリサイクル(再商品化)契約を結ぶ場合の契約事項	① リサイクル(再商品化)契約を締結した年月日 ② リサイクル(再商品化)契約に係るリサイクル(再商品化)される特定分別基準適合物の量 ③ リサイクル(再商品化)契約に係る委託料金の支払期限およびこれを支払った年月日

注：「自主算定」「簡易算定」を、ひとつの表に混在させて書きこんではいけません。

特定事業者が義務を怠ると罰則規定が適用されます。

再商品化の義務を負う特定事業者が、万が一この義務を履行しない場合は、国による「指導、助言」、「勧告」、「公表」、「命令」を経て「罰則」が適用されます。

- 再商品化義務を履行しない場合
- 帳簿の記載をしなかったり、虚偽の記載をしたり、帳簿を保存しない場合
- 主務大臣から業務の報告を求められたときに、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- 主務大臣から立入検査を求められたときに、これを拒んだり妨げたりした場合

* ①に対しては、「指導、助言」、「勧告」、「公表」を経て「命令」が出され、これに従わなかった場合に限り、50万円以下の罰金が科せられます。
②～④に対しては、20万円以下の罰金が科せられます。

■ 記載例(特定容器利用事業者/自主算定方式のケース)

業種区分	食料品製造業、清涼飲料製造・茶・コーヒー製造業、酒類製造業、油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業等、医薬品製造業、化粧品・歯粉・その他の化粧品用調整品製造業、小売業、その他の事業
容器包装区分	ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、PETボトル(飲料又はしょうゆ用)、その他紙製容器(その他プラスチック製容器)
特定容器(*)を用いた商品の名称 (おおむね同じ形状・色・重量の容器を複数の商品に用いている場合、それらを1つの欄にまとめて計算することは可)	洗剤用ボトル
材料の構成・種類等	その他プラスチック
①:特定容器1個(枚)当たりの重量 注1 (g)	33
②:当該年度において特定容器(*)を用いた商品の販売個数 (個または枚)	2,530,000
③:当該年度に販売した商品に用いた特定容器の量 ①×②=(kg)	83,490
特定容器(*)を用いた商品を輸出した場合 ④:その容器(*)の量(kg) 輸出先(国及び企業等の名称)	なし
⑤:日本国内で販売された商品に用いた特定容器(*)の量 ③-④=(kg)	83,490
⑥:⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量 (kg)	なし
⑦:⑤のうち事業活動により消費された量 (kg)	4,120
⑧:⑥⑦が算定できない場合に用いる容器包装廃棄物排出比率	—
⑨:容器包装廃棄物排出見込量 ⑤-(⑥+⑦) または ⑤×⑧(kg)	79,370
⑩:自主算定係数 注2	0.40084
リサイクル(再商品化)義務量 ⑨×⑩(kg)	31,815

記載「項目」が異なります	
「特定容器製造等事業者」のケース	「特定包装利用事業者」のケース
同左	*容器を「包装」に (この項削除) ①:特定包装の入荷量(kg)
②:当該年度に製造販売した特定容器の数(個または枚)	*容器を「包装」に
③:当該年度に販売した特定容器の量(kg)	(この項削除)
④:輸出した量(kg) 同左	*容器を「包装」に
⑤:日本国内で販売された特定容器の量(kg)	*容器を「包装」に
同左	同左

指定法人との委託契約に係る事項

1 契約締結年月日	年 月 日	3 委託料金の支払期限	年 月 日
2 予定委託数量	kg	4 委託料金の支払年月日	年 月 日

注1：特定容器(又は包装)の1個(枚)当たりの重量は、複数の特定容器(又は包装)の重量を実測(おおむね10個(枚)以上)、その平均値をグラム単位(小数点以下第1位を四捨五入する)で求めたものを用いる。ただし、整数1桁以下の場合には、有効数字2桁(3桁目を四捨五入する)の重量とする。また、当該特定容器包装と取手等が一体となっており、分離が困難な場合には、これらを含めた重量とする。

注2：算定係数は、各年度の係数を用いること(別紙の「委託料の算出方法」参照)。

こんなケースは？

「容器包装リサイクル法」事例判定集

特定事業者のリサイクル(再商品化)義務の範囲など、個々のケースにおける具体的な解釈について特に問い合わせが多く寄せられている事例を、ここで紹介しましょう。

1. 構造

事例	考え方	判定
ワイシャツの販売時に、襟を固定するため付けられた①PET素材のサポーター(見える部分)②内側紙③ボタン部分の蝶キーパー	「容器に入れられた商品」の保護・固定のために加工され、容器の一部として使用されると考えられるため……	「特定容器」である
鮮魚や精肉スライスをトレイとラップで包装して販売する際に、水や血などを吸収するため敷くもの(吸水シート)	商品を保護するために容器の一部として使用されると考えられるため……	「特定容器」である
紙おむつを販売する際に入れる袋(ポリエチレン製・巾着状)の口を縛るヒモ状のもの(同素材)	袋の構成要素であり、袋の一部と考えられるので……	「特定容器」である
びんに貼ってあるステッカーやシールのうち、剥がしてびんと分離できないもの	容器の一部と考えられるので……	「特定容器」である
クッキーやパンの留め具	容器の栓、ふた、キャップ、その他これらに類するものと考えられるので……	「特定容器」である

2. 商品か否か？

事例	考え方	判定
商品の説明書を入れるための袋	説明書も商品の一部と考えられるので……	「特定容器」である
パチンコホールの景品を入れる袋(ホールの名前入り)	風俗営業法上、景品を出すことは「賞品の提供」となるため……	対象外
通信販売を行う際に付した容器や包装	サービス(役務)の提供ではなく、商品の販売のために使われるので……	「特定容器」である

3. 不要性

事例	考え方	判定
インスタントカメラのフィルムのカートリッジ	商品が費消された時に不要となるので……	「特定容器」である
コピー機などのトナーを入れるプラスチック製ボトル(カートリッジ)	中身の商品(トナー)を費消すれば不要となるので……	「特定容器」である

4. 有料か否か？

事例	考え方	判定
販売業者が袋などを①無償提供した、②環境対策費などの募金徴収というかたちで提供した場合	サービスとして容器包装を利用した(自己費用負担の回収を放棄した提供)ことになり……	販売業者は「特定容器利用事業者」として義務を負う
「入れ物持参」を提唱する販売業者が、利用者の求めに応じて、袋などを有償で提供した場合	袋自体が商品になり、特定容器でないことから……	販売業者は「特定容器利用事業者」ではない

5. 利用形態

事例	考え方	判定
商品の輸送のみを目的として付された梱包材	通常、販売店などで除去され事業系廃棄物として適正処理されるものであり、①商品の配送役務に伴う梱包材であること、②商品パッケージとして消費者に提供されない、③消費者には廃棄処理責任が生じない、という理由から……	対象外

6. 素材

事例	考え方	判定
セロハン	紙とは、植物性の繊維を絡み合わせ、膠着(こうちやく)するなどの工程を経て製造されたものである。セロハンはこの工程を経ず日本商品分類上も紙と別のものとして位置付けていることから、紙には当たらないので……	「紙製容器包装」ではない
葦(あし)を原料とした紙	葦の繊維を絡み合わせ、膠着(こうちやく)するなどの工程を経て製造された場合は……	「紙製容器包装」である
植物繊維を絡み合わせ膠着(こうちやく)させて製造したパルプモールドから製造された容器包装	紙とは、植物性の繊維を絡み合わせ、膠着(こうちやく)するなどの工程を経て製造されたものであるから……	「紙製容器包装」である
紙、アルミ、プラスチック三層構造の容器包装材で、重量比が3:6:1(アルミニウムが主)の場合	「主として何製であるか？」容器包装を構成する素材のうち重量ベースで最も主要なものという考え方から、この場合はアルミニウム製容器包装となり……	対象外
生分解性プラスチック製の容器包装	プラスチックの定義である「高分子を必須成分として含み、加工時に流動性を利用して賦形、製品化する材料」という判断基準を満たしていれば……	「プラスチック製容器包装」である

事例	考え方	判定
容器の栓・ふた・キャップのリサイクル(再商品化)義務量算出法	素材に応じて算出……	容器本体と同材質であれば、本体の重量に加えて算出する。一方、PETボトルのプラスチック製キャップは「その他プラスチック製容器包装」として、ガラスびんの王冠は「王冠の素材に対応する容器包装」として、(容器本体とは別個に)義務量を算出する

7. 特定容器か特定包装かの基準

事例	判定
エアゾール缶2本を巻くプラスチック製のシュリンクフィルム	端部が閉じていれば「特定容器」、両端が閉じていなければ「特定包装」

事例	判定
緩衝材として使われる空気の入ったエアークッション	包装用として利用されているものは「特定包装」。しかし、同じものであっても箱の中に入れられ商品の保護を目的にしているものは、容器の一部と考えられ「特定容器」

8. 事業者の規模・業種

事例	考え方	判定
パート、アルバイトは「従業員」か?	労働基準法の解釈から「解雇の予告を必要としない者」は非従業員。具体的には ①日々雇い入れる場合(ただし継続して1か月超の雇用に至った場合は従業員とみなされる) ②2か月以内の期間を定めて雇用する場合、③季節的に4か月以内の期間を定めて雇用する場合、④試用期間中(14日間以内)の場合(ただし②③④とも所定の期間を超えて引き続き雇用した場合は従業員とみなされる)	一般的には「従業員ではない」が、それぞれのケースで、左記①～④により判断することが必要

事例	考え方	判定
建設業、サービス業が「特定容器利用事業者」になる場合は?	容器や包装を付した商品の販売を行わない限り……	「特定容器利用事業者」ではない

9. 業務内容

事例	考え方	判定
販売業者が、魚卸売業者から無地のトレイにのせられラップでバックされた状態の魚を仕入れ、自社ラベルを貼って販売した場合	販売業者が(卸売業者に対して)、特に委託して容器包装を付したものでなければ……	トレイにのせてラップでバックした者が「特定容器利用事業者」となる

事例	考え方	判定
コンビニエンスストアが、弁当メーカーに対して、自社の商標等の表示を指示し、自社(ブランド)名で販売する場合	不特定に売られている弁当を仕入れて販売する場合は、弁当メーカーが「特定容器利用事業者」となるが……	コンビニエンスストアが「特定容器利用事業者」の義務を負う

事例	判定
スーパー内に別会社の店舗が入っている場合、小売の際に付す容器包装の再商品化義務は、どうなるか?	売上の帰属する方が義務対象者になる

事例	判定
一般に売られている紙コップ等を、持ち帰り用の容器に転用した場合	転用した者が、製造・利用両方の義務を負う

10. 業種区分

事例	考え方	判定
清涼飲料メーカーが「紙コップ」を使い販売する場合	①ハンバーガーショップで飲料のテイクアウト用を使う場合、②小売店や清涼飲料メーカーが自動販売機で飲料を販売するために使う場合、③野球場などで飲料を販売する際に使う場合いずれも「販売～小売段階」で付される容器であるため……	いずれも小売業として「特定容器利用事業者」の義務を負う



事例	判定
百貨店などが、複数メーカーの商品をセットにして販売する「セット商品」の場合(PB商品を除く)	中身商品については、個々のメーカーが「特定容器利用事業者」の義務を負う セット商品の「外箱」については、百貨店(小売業)が義務を負う

事例	判定
コーヒー・お茶メーカーは、容器包装リサイクル法上、「何業」に分類されるか?	「飲料であるか否か」で判断する。例えば、茶葉、インスタントコーヒー、粗挽きコーヒーなど飲料の原材料メーカーは「茶・コーヒー製造業」に、コーヒー飲料・茶系飲料メーカーは「清涼飲料製造業」に分類される

事例	判定
スーパーマーケットのバックヤードにおいて食品の製造加工をし、それを店頭で販売しているような場合、その際使われたトレイ等の容器はどの業種区分になるか?	「同一店舗内」であることを限定条件として、物品の製造加工の際に用いられたトレイ等の容器の業種は「小売業」となる

11. 自主回収

事例	考え方	判定
スーパーマーケットがトレイを店頭回収してメーカーに無償で渡した場合	その後メーカー側が、①原材料化する、②焼却処理などする、いずれの場合も……	スーパーは自己の回収量(自ら又は委託して回収した量)として控除することができる。また、メーカーがスーパーに委託して回収している場合は、メーカーの回収量(委託による回収)に、共同で回収している場合は、両者の回収量とみなされる(「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」の-2.留意事項①～③参照)

12. 業務用出荷量の考え方

事例	考え方	判定
ジュースをびんに充填するボトラー等はリサイクル義務を負うか?	ガラスびん(特定容器)の利用者(特定容器利用事業者)として、利用状況について帳簿記載の義務を負う(法38条)が……	全量が「事業活動に伴い消費される商品」であれば、義務は生じない ①当該ガラスびんの回収率がおおむね90%以上であれば、自主回収の認定を受け(法18条)残る10%の未回収に係るリサイクル義務量は免除される ②また、義務量算定時に、法10条1項1号の「販売した商品に用いた量」として計上したうえで、同項3号の「自ら又は他者に委託して回収する量」と同号口の「容器包装廃棄物として排出されない量(イに相当する量を除いた量)」の合算量を控除することができる。なお、①②いずれの場合も回収実績量などの検証資料が必要である

13. 輸出

事例	判定
輸出した量についても帳簿の記載・保管義務があるか?	義務がある

事例	判定
他社で製造した商品を日本国内で仕入れて輸出した場合	両者に受託関係が無く、仕入れ後に容器包装を施すことが無ければ輸出した事業者は特定事業者とならず、帳簿記載義務もない

事例	判定
他社に製造委託した商品(自社ブランド品)を輸出した場合	製造委託し輸出した者が帳簿記載義務を負う

14. 利用事業者／製造等事業者となる基準

事例	判定
《容器メーカー(容器) 中身メーカー(商品・容器) 中間業者 小売業者》 上記のケースで、容器に関して小売業者の指示(素材・構造・自己の商標を使用するなど)があった場合	小売業者が「特定容器利用事業者」、容器メーカーが「特定容器製造等事業者」として義務を負う

事例	考え方	判定
国内ワイシャツメーカーが、①容器を国内容器メーカーに製造依頼し、②海外ワイシャツメーカーへ①を輸出させ、③容器に詰められたワイシャツを輸入した場合	容器メーカーは容器の輸出量として製造販売量から控除できる(ただし帳簿記載義務あり)が.....	輸入したワイシャツメーカーが「特定容器利用事業者」「特定容器製造等事業者」2つの義務を負う

事例	判定
法適用事業者が、容器包装を付した商品を、法適用除外事業者へ売った場合	両者に委託・受託関係がない場合は、法適用事業者が再商品化義務量としてカウントする

事例	考え方	判定
国内製造品のウイスキーについて、流通業者が「販売元」を表示した場合	一般的に製造者と併記されている「販売元：(株)」については、取扱業者を明示しているにすぎず、商標の指示とまでは言えないことから.....	中身メーカー(ウイスキーメーカー)がガラスびんの「利用事業者」となる

15. 受託・委託関係を伴う場合の適用事業者となる基準

事例	判定
PB製品を中身メーカーで詰めてもらうよう委託し、その容器は別の容器メーカーが製造する場合	委託者が「特定容器利用事業者」、容器メーカーが「特定容器製造等事業者」として義務を負う

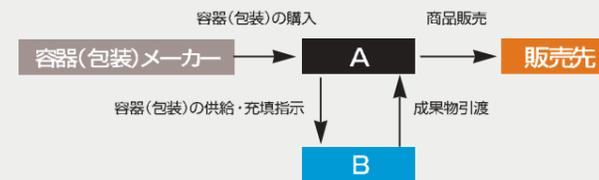
事例	考え方	判定
容器包装を付した商品を輸入委託した場合	容器包装リサイクル法「委託・受託関係にある場合の義務対象者について」により.....	輸入委託者が「特定容器利用事業者」「特定容器製造等事業者」として2つの義務を負う

事例	考え方	判定
委託商品として、他者へ試作品づくりを(容器ともども)指示し、後に商品として納入・販売した場合	委託内容を契約書等により確認しなければならないが、容器の素材・構造・自己の商標使用などを「指示」した場合は.....	委託した側が「特定容器利用事業者」「特定容器製造等事業者」として2つの義務を負う



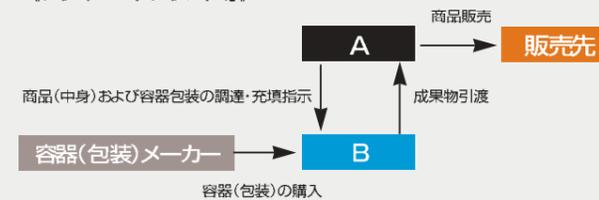
利用についての委託

1. 容器への充填や包装のみを委託する場合 (充填委託)



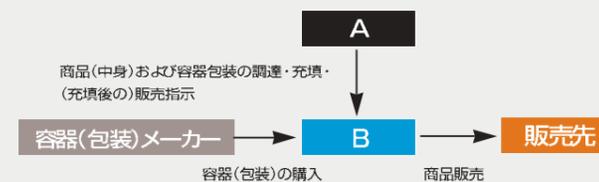
Bは、充填する行為のみを受託するわけであり、実質的に①容器包装を決め、②用いた者はつねにAとなるため、Aが「特定事業者(利用事業者)」となる。

2. 商品および容器包装の調達・充填を委託する場合 (プライベートブランド等)



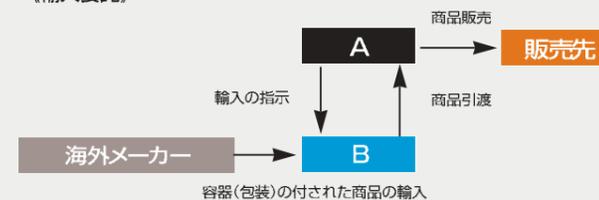
Aが容器包装の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが「特定事業者(利用事業者)」となる——「どちらが実質的に決めているか？」で判断。

3. 商品や容器包装の調達・充填および販売を委託する場合 (販売委託)



Aが容器包装の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが「特定事業者(利用事業者)」となる——「どちらが実質的に決めているか？」で判断。

4. 容器包装の付された商品の輸入を委託する場合 (輸入委託)

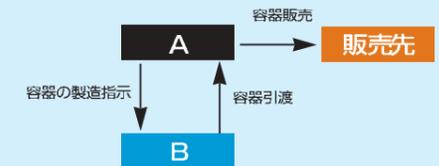


実質的に①容器包装を決め、②用いた者は、A/Bいずれの場合も考えられる。この場合、Aが容器包装の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが「特定事業者(利用事業者)」となる——「どちらが支配的か？」で判断。

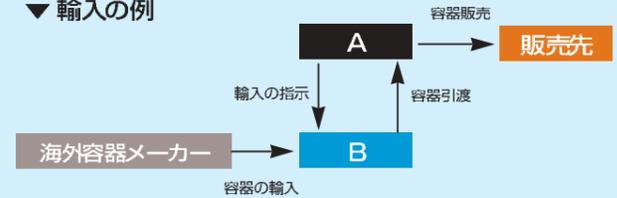
製造等についての委託

1. (非特定容器利用事業者Aが)特定容器の製造や輸入を委託する場合

製造の例



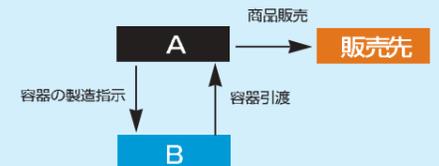
輸入の例



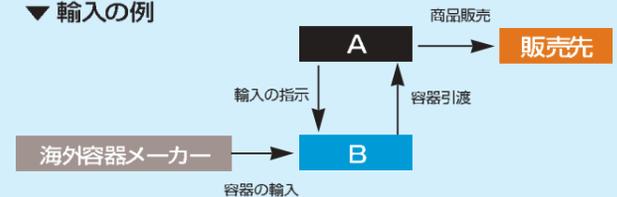
Aが容器の素材・構造・(Aの)商標使用などを指示した場合はAが、それ以外はBが「特定事業者(製造等事業者)」となる——「どちらが実質的に決めているか？」で判断。

2. (特定容器利用事業者Aが)特定容器の製造や輸入を委託する場合

製造の例



輸入の例



委託者Aが「特定事業者(利用事業者)」である場合は、Aからの指示の有無・程度などを問わず、容器の製造を受託した者(この場合はB)もつねに「特定事業者(製造等事業者)」となる。

「識別マーク」を表示してください。

識別マークの目的は、消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進すること。
改正前の資源有効利用促進法(正式名称:「資源の有効な利用の促進に関する法律」)に基づき、
飲料用のスチール缶やアルミ缶と食品品(しょうゆ、乳飲料等)・清涼飲料・酒類のPETボトルにはすでに
識別マークが義務化されていましたが、平成13年4月からプラスチック製容器包装と紙製容器包装が加わりました。

			食品品(しょうゆ、乳飲料等)、清涼飲料、酒類のPETボトル
			飲料用スチール缶
			飲料用アルミ缶

プラスチック製容器包装
食品品(しょうゆ、乳飲料等)、清涼飲料、酒類のPETボトルを除く

紙製容器包装
飲料用紙パック(アルミ不使用のもの)と段ボール製のものを除く

対象事業者、対象容器包装

容器包装の利用事業者、容器の製造事業者、容器包装を付した商品の輸入販売事業者が表示義務を負います
なお小規模事業者も、再商品化義務の場合と違って、識別マーク表示義務が免除されていません
再商品化義務と識別表示義務は、事業のために消費する商品の容器包装には、原則として適用がありません

識別表示に関するお問合せは...

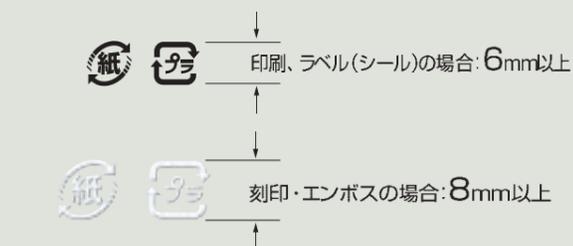
主務官庁	TEL	FAX	ホームページ
経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進課	03-3501-4978		http://www.meti.go.jp/
財務省 理財局総務課たばこ塩事業室	03-3581-4464		http://www.mof.go.jp/
国税庁 課税部酒税課	03-3581-4161		http://www.nta.go.jp/
厚生労働省 医政局経済課	03-3595-2421		http://www.mhlw.go.jp/
農林水産省 総合食料局食品産業企画課食品環境対策室	03-3501-0893		http://www.maff.go.jp/
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	03-5501-3153		http://www.env.go.jp/
指定法人	TEL	FAX	ホームページ
財団法人 日本容器包装リサイクル協会 企画調査部(識別表示担当)	03-5532-8591 / 8558	03-5532-9698	http://www.jcpra.or.jp/
清野、ガイドライン等	TEL	FAX	ホームページ
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	03-3501-5893	03-5521-9018	http://www.pprc.gr.jp/
紙製容器包装リサイクル推進協議会	03-3501-6191	03-3501-0203	http://www.kami-suisinkyoo.org/
プラスチックの材質表示	TEL	FAX	ホームページ
日本プラスチック工業連盟	03-3586-9761	03-3586-9760	http://www.jpif.gr.jp/
自主的表示	TEL	FAX	ホームページ
飲料用紙容器リサイクル協議会	03-3264-3903	03-3264-3376	
段ボールリサイクル協議会	03-3248-4851	03-5550-2101	http://www.jcca.gr.jp/index8.html
全日本一般缶工業団体連合会	03-3866-7388	03-3865-9350	http://www.ippancan.or.jp/
スチール缶、アルミ缶、PETボトルの表示	TEL	FAX	ホームページ
スチール缶リサイクル協会	03-5550-9431	03-5550-9435	http://www.steelcan.jp/
アルミ缶リサイクル協会	03-3582-9755	03-3505-1750	http://www.alumi-can.or.jp/
PETボトルリサイクル推進協議会	03-3662-7591	03-5623-2885	http://www.petbottle-rec.gr.jp/

識別マーク(プラマークと紙マーク)の表示方法

① 表示の原則

デザイン
原則として、この解説に示したデザインとします。ただし、同一性が損われず、はっきり識別されれば、多少の変更や装飾が可能です。

サイズ
上下の長さが次のように決まっています。

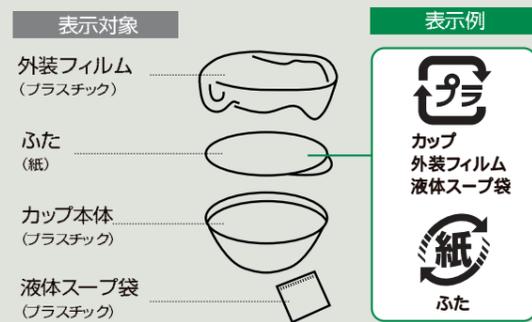


表示方法
容器包装の表面に1か所以上、印刷し、ラベル(シール)を貼り、または刻印をすることにより表示します。

② 多重容器包装と一括表示

例えば、カップ類の容器(カップ+ふた+外装フィルム+スープ袋)や、シャンプーのボトル(ボトル+キャップ+ポンプ)のように、いくつかの分離できる部分で構成されているもの、または菓子箱(内袋+外箱)のように容器包装に入った商品にさらに容器包装を付したものは、構成部分のそれぞれ(法令では、ある構成部分に対する他の部分を「一体容器包装」と呼ぶ)を1つの容器包装とみなします。この場合、識別マークは各構成部分に直接表示するのが原則です。

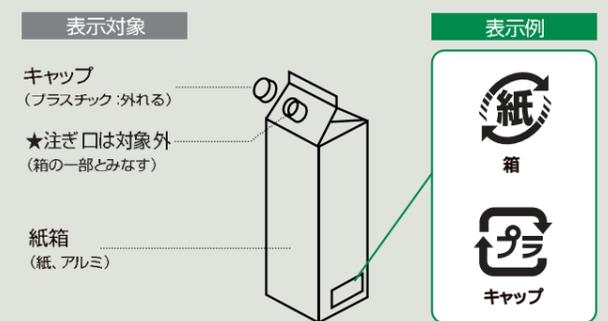
ただし、ほぼ同時に捨てられる構成部分については、まとめていずれかの部分に一括して表示することができます。その場合、各構成部分の名称(法令では「役割名」と呼ぶ)を、そのマークに併記します。



③ 複合素材・複合材質

例えば、日本酒用紙箱(アルミ使用)のプラスチック製注ぎ口や、プラスチックボトルに貼った紙ラベルのように容易に分離できないもの、またはアルミとプラスチックを貼り合わせた材料で作った容器包装の場合は、分離できないかたまりを1つの容器包装とみなします。そして、その中で最も重い材質のマークを、分離できない部分のいずれかの上に表示します。
例えば、プラスチックとアルミと紙からできている容器包装で、プラスチックが最も重ければ、主としてプラスチック製の容器包装としてプラマークを表示します。

ただし、PETボトルの胴巻き型プラスチック製シュリンクラベルは、ミシン目が入って外れやすくなったものが増えてきたことから、左記②の多重容器包装の構成部分として扱われています。

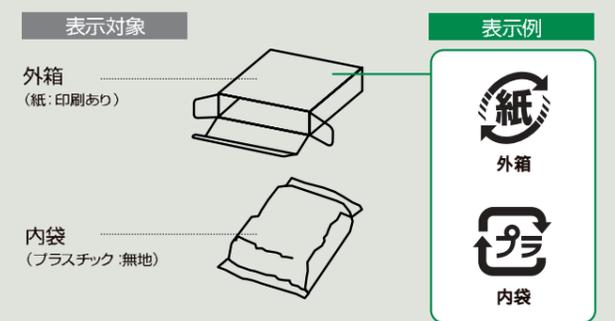


④ 無地や表示不可能な容器包装

ラベルが貼られているものや、刻印可能な成形工程で作られるもの(現に刻印がなくても)は、無地に該当しません。

無地や物理的に表示不可能な容器包装は、他に分離できる構成部分(左記②の「一体容器包装」)があって、その中に識別表示義務のあるもの(飲料用スチール・アルミ缶、食品品(しょうゆ、乳飲料等)・清涼飲料・酒類PETボトル、プラスチック製・紙製容器包装:法令では「関連容器包装」という)が含まれている場合には、「一体容器包装」のいずれかに、識別マークに役割名を併記して表示します。この場合、無地や物理的に表示不可能な容器包装とはほぼ同時に捨てられる「一体容器包装」があれば、その上に表示します。

他の構成部分の中に「関連容器包装」が含まれていないか、あってもそのすべてが無地か表示不可能であれば、表示義務はありません。



⑤ 包装紙

小売店が使用する包装紙(紙製、プラスチック製)は、1,300平方cm以下であれば表示義務がありません。しかし、発注段階で判断形状がわかっている場合には、識別表示が望ましいとされています。

なお、特定の商品包装のために製造される包装紙は、1,300平方cm以下でも識別表示が必要です。



⑥ 輸入品

輸入品でも、次の場合には識別表示の義務があります。
輸入する商品の容器包装の素材、構造、自己の商標等に関する指示をした場合
輸入品の容器包装に印刷、ラベルまたは刻印で日本語が表示されている場合

罰則

識別表示の義務を負う事業者(指定表示事業者)が、定められた表示をせず、また、遵守事項を守らない場合は、資源有効利用促進法の規定に基づき、国による「勧告」*、「公表」、「命令」を経て「罰則」が適用されます。
*:中小企業基本法に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、収入金額が政令で定める要件に該当する者は、勧告の対象から除かれます。

⑦ 材質表示

プラスチック製容器包装について、使用されているプラスチックの種類またはその他の素材の種類を表示することは、法的義務はありませんが、望ましいこととされています。

自主的に表示する場合であっても、材質の記号はJIS K 6899-1 2000(ISO1043-1 2001)に従う必要があります。

また、複合素材・複合材質については、主要な構成材料を含め2つ以上を表記し、主要な材料に下線を引きます。

一括表示の場合は、下記の例のように役割名と材質記号の間にコロ()を付します。



⑧ 表示ガイドライン

業界団体は、識別表示の円滑な実施のために、業界ごとのガイドラインを作成し、会員事業者はそれに従うことが期待されます。

⑨ 自主的表示

飲料用紙パック(アルミ不使用) 段ボール製容器包装、一般缶は、識別表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し表示することとしています。

